

東海村ウラン加工施設事故政府対策本部の決定事項への対応

平成 11 年 10 月 12 日

1. 事故原因の徹底究明

(1) 事故原因の徹底究明体制の構築

- ・ 原子力安全委員会に事故調査委員会を 10 月 4 日に設置決定。10 月 8 日に第 1 回会合を開催。 (原子力安全委員会)
- ・ 原子力安全局長を本部長として、専門家及び科技庁職員で構成される事故調査対策本部を 10 月 5 日に設置。 (科技庁)
- ・ 9 月 30 日、茨城労働基準局に災害対策本部を設置。 (労働省)

(2) 刑事責任の究明

- ・ 茨城県警においては、10 月 3 日に捜査本部を設置して、事故を招いた原因や業務管理の実態解明を図るなど、徹底した捜査を実施。 (警察庁)

(3) 労働安全衛生法上の問題点の調査

- ・ 9 月 30 日、労働安全衛生法上の問題点の有無について調査を実施。 (労働省)

2. 近隣住民等への対応

(1) 住民の心のケアを含む健康相談

- ・ 事故に関する住民の不安の解消に資するため、東海村役場内に科技庁現地相談窓口を設置 (15 人以上の体制) し、住民の問い合わせに対応中。 (7 日現在：約 1,300 人) (科技庁)
- ・ 東海村において、放射線測定器「はかるくん」(約 1,000 個) の無料貸出を実施中 (放射線計測影響協会に委託)。 (科技庁)
- ・ 茨城県、関係行政機関との密接な連絡協力をおこない、住民の心のケアを含む健康診断 (事故施設からおおむね 500m 以内に居住または勤務する住民を対象とした健康影響調査：1,844 人)、健康相談 (5 日現在、約 4,200 人) 等を支援。 (厚生省)

(2) 被ばく者等の健康管理

- ・ 東海村公民館等において、原研、サイクル機構等の専門家の協力を得て、サーベイメーターを用いた放射線測定を実施 (52,000 人以上)。さらに、事故現場付近の希望する住民に対し、住民の健康不安を解消し、安心感を与えるため、東海村と協力して、原研及びサイクル機構のホールボディ・カウンタを使用し、放射線測定を実施。 (科技庁)
- ・ 現場で被ばくした 3 人の従業員については、放射線医学総合研究所で治療。うち 2 人については、その後東京大学に移送し、末梢血幹細胞移植などの治療を実施。 (科技庁、文部省)

- ・東海村との間の連携協力体制の強化のため、職員を東海村へ派遣。（科技庁）
- ・国立水戸病院等において、健康診断や健康相談、必要に応じ血液検査、尿検査等を実施。（6日現在：約2,500人）（厚生省）
- ・10月2日より、国立病院東京災害医療センター等の国立病院等から放射線医学総合研究所へ看護婦12名を派遣するとともに、健康診断実施のため、茨城県へ国立長崎中央病院等の国立病院の医師等を派遣した。（厚生省）
- ・事故発生後、（株）ジェー・シー・オー東海事業所内にいた全ての労働者に対し実施した緊急の健康診断（10月1日、2日）の結果に基づき、事業者に対し、再検査等の適切な事後措置の実施について随時指導。（労働省）

（3）モニタリング及び事故原因調査等の積極的情報提供（科技庁）

- ・緊急時モニタリングの結果及び事故原因調査等について、速切に報道機関に情報提供を行うと共に、住民からの問い合わせに対処するため相談窓口を東海村に設置
- ・東海村との間の連携協力体制の強化のため、職員を東海村へ派遣。

（4）災害復旧貸付等による経済支援

- ・10月1日付けで、茨城県内の被災中小企業者を対象に、政府系中小企業金融機関による「災害復旧貸付」を適用するとともに、特別相談窓口（政府系中小企業金融機関及び県信用保証協会）を設置。（通産省）
- ・今回の事故に関連し、農林畜水産物の販売等に影響を被っている農業者等に対して、その経営に必要な資金が円滑に融通されるとともに、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、平成11年10月4日、関係金融機関等に対し要請。（農水省）
- ・科技庁は（株）ジェー・シー・オーを指導して、東海村に補償に関する相談窓口を設置し、10月4日より被害の申し出の受付を開始。また、科技庁現地住民相談窓口、原賠法に関する相談に対応できる専門家（原研及びサイクル機構）を派遣。（科技庁）
- ・原子力損害賠償法を適切に適用するため、賠償に関する紛争について和解の仲介を行う「原子力損害賠償紛争審査会」の設置を準備中。（科技庁）

3. 応急対策

（1）事故原因場所の隔離及び除染対策

- ・施設内の事故原因場所の現状把握を行い、抜本的な放射線遮へい対策を実施。さらに、臨界事故の生じた沈殿槽等の放射性物質の処理対策を的確に実施する。（科技庁）

（2）事故原因施設近隣地域の放射線モニタリングの継続

○高精度モニタリング・ポストの設置を含む周辺住宅地におけるモニタリングの継続

- ・現地事故対策本部において、緊急時モニタリングを茨城県、原研、サイクル機構等と協力して継続中。今後、これらのモニタリング結果の評価を踏まえ、高精度モニタリング・ポストの設置等の継続的なモニタリングを実施する予定。（科技庁）

- ・電気事業者等による、資機材、人員（放射線管理要員、除染要員等）の提供及び派遣、周辺地域のモニタリング及び住民の線量確認活動等の支援を継続。（通産省）
- ・国立環境研究所が大気中の粉じん、土壌等の採取を実施。今後の対応については、採取した試料の解析結果をみて、関係省庁とも連携しつつ決定。（環境庁）

（３）農作物等対策

○風評被害防止のための広報、関係業界への指導

- ・茨城県では、厚生省・農林水産省の協力も得て、事故周辺地域等の農産物等の被曝に関するサンプリング調査を実施。

その検査結果について、厚生省・農林水産省が学識経験者の評価も踏まえ検討した結果、茨城県産の農林畜水産物の安全性に問題はないとの結論に達したところ。

（厚生省・農水省）

- ・厚生省・農林水産省では、茨城県産の農林畜水産物の安全性について、平成 11 年 10 月 2 日、食品関係団体、消費者団体及び関係行政機関に対して、十分な周知、適切な対応についての指導、消費者への適切な情報提供を依頼するとともに、ホームページ等を通じ広く国民に情報を提供。

（厚生省・農水省）

○農家等への影響の実態把握

（農水省）

- ・東京、大阪市場等における茨城県産農林水産物の取引状況等の実態把握に努めているところ。
- ・また、ＪＡ等が中心となり、農家等への影響調査（農作物の種類、作付面積、生育状況、出荷停止状況等）を実施しており、これに協力。

（４）国際原子力機関（ＩＡＥＡ）等の国際機関及び諸外国への必要な説明・情報提供の継続

- ・我が国駐在の各国大使館、我が方在外公館に対し、必要な説明、情報提供を継続。（外務省）
- ・今後各国、国際機関から専門家が訪日する場合には、これら専門家に対して必要な説明、情報提供を実施。（外務省）
- ・諸外国から派遣される専門家グループの受け入れ体制を整備。（外務省）
- ・各国・機関に情報提供を行うとともに、各国・機関からの問い合わせに対し対応。（科技庁）

４．再発防止及び緊急時対処対策

（１）核燃料製造施設の緊急総点検

○核燃料製造施設における臨界管理の点検の指示

- ・核燃料製造施設、ウラン濃縮施設、再処理施設等について、原子炉等規制法に基づき立入検査を 10 月 4 日より実施。（10 月 7 日現在 8 事業所に対して実施中。これらを含め 20 事業所に実施予定。）（科技庁）
- ・上記以外の所管の原子力施設については、マニュアル類、設備等の臨界管理に関して調査し、報告するよう 10 月 4 日付けで事業者に対して指示文書を出し、産業事業者（2 事業者）に対しては、口頭指示。（科技庁）

○立入検査の実施及び結果の公表

- ・核燃料製造施設、ウラン濃縮施設、再処理施設等20事業所に対して原子炉等規制法に基づく立入検査を実施中。今後検査結果を早急に精査し、結果を公表する予定。
(科技庁)
- ・上記の点検指示の結果についても、とりまとめて公表する予定。
(科技庁)

○検査結果を踏まえた必要な対策の指示

- ・上記検査結果を踏まえて実施。
(科技庁)

○労働安全衛生法上の観点からの必要な指導の実施

- ・全国の核燃料取扱い事業場(13事業場(16施設))について、同種災害の防止を図るため、放射線障害防止対策、安全衛生管理体制、安全衛生教育等の労働安全衛生法上の観点からの総点検を実施。(10月中旬)
(労働省)

(2) 原子力発電所等の手順書等の調査の指示

- ・原子力発電所について、原子炉等規制法に基づく保安規定等に照らし不適切な手順書等が作成・使用されていないかどうかを至急調査し、報告するよう電気事業者に対し10月4日付けで指示。
(通産省)
- ・所管の原子力施設についてマニュアル類、設備等の臨界管理に関して調査し、報告するよう10月4日付けで事業者に指示文書を発出。廃棄事業者(2事業者)に対しては、口頭指示。
(科技庁)

(3) 今回の事故対応にかかわる総括及び今後の類似事故に備えた内閣危機管理監を長とする危機管理にかかわる関係省庁会議の設置

- ・10月8日、原子力災害危機管理関係省庁会議(第1回)を開催。
(内閣官房、関係省庁)

(4) 資器材の開発・整備を含む災害対応体制の強化

- ・補正予算を検討中。なお、原子力防災に関する新法及び原子炉等規制法の見直しを検討するため、科技庁と通産省が共同で「原子力安全・防災対策室」を10月6日付けで科技庁に設置。
(科技庁、通産省)
- ・関係機関とともに、ガンマ線、中性子線に対応可能な防護服等の研究、開発に取り組むとともに、絶対量が不足している現有の装備品についても整備、拡充に取り組む。
(警察庁)
- ・消防職員の被ばく防止対策のための事業者への指導、防災体制充実のための地域防災計画等の見直しを実施。
(消防庁)
- ・関係省庁と連携したより高度な資器材の研究開発を推進。
(消防庁)
- ・強い放射線が放出されている環境下での自衛隊の行動能力の充実を図るため、所要の調査、研究等を実施。
(防衛庁)
- ・被ばく患者の救命治療に必要な緊急骨髄、臍帯血移植を行うための研究体制整備を実施
(厚生省)

東海村ウラン加工施設事故 政府対策本部の決定事項

平成11年10月4日
政府対策本部

今般、東海村ウラン加工施設事故の結果生じた状況が平常に戻りつつあることをふまえ、政府対策本部は、今後の対応に万全を期すため以下の政策を実施することとした。また、全体のとりまとめについては、内閣官房において行うこととする（括弧内は主管官庁等を示す）。

1 事故原因の徹底究明

(1) 事故原因の徹底究明体制の構築

- ・原子力安全委員会における部外有識者を含む事故調査委員会の設置 (原子力安全委員会)
- ・事故調査対策本部の設置 (科技厅)

(2) 刑事責任の究明 (警察庁)

(3) 労働安全衛生法上の問題点の調査 (労働省)

2 近隣住民等への対応

(1) 住民の心のケアを含む健康相談

(科技厅、厚生省、文部省)

(2) 被ばく者等の健康管理 (科技厅、厚生省、労働省)

(3) モニタリング及び事故原因調査等の積極的情報提供 (科技厅)

(4) 災害復旧貸付等による経済的支援

(通産省、農水省、科技厅)

3 応急対策

(1) 事故原因場所の隔離及び除染対策 (科技庁)

- ・事故原因場所の現状把握及び放射線遮蔽対策
- ・臨界事故の生じた沈殿槽等の放射性物質の処理対策

(2) 事故原因施設近隣地域の放射線モニタリングの継続 (科技庁、通産省、環境庁、建設省)

- ・高精度モニタリング・ポストの設置を含む周辺住宅地におけるモニタリングの継続
- ・河川等の周辺環境調査の継続

(3) 農作物等対策 (農水省、厚生省)

- ・風評被害防止のための広報、関係業界への指導
- ・農家等への影響の実態の把握

(4) 国際原子力機関 (IAEA) 等の国際機関及び諸外国への必要な説明・情報提供の継続 (外務省、科技庁)

4 再発防止及び緊急時対処対策

(1) 核燃料製造施設の緊急総点検 (科技庁、労働省)

- ・核燃料製造施設における臨界管理の点検の指示
- ・立入検査の実施及び結果の公表
- ・検査結果をふまえた必要な対策の指示
- ・労働安全衛生法上の観点からの必要な指導の実施

(2) 原子力発電所等の手順書等の調査の指示

(通産省、科技庁)

(3) 今回の事故対応措置にかかわる総括及び今後の類似事故に備えた内閣危機管理監を長とする危機管理にかかわる関係省庁会議の設置 (内閣官房、関係省庁)

(4) 資器材の開発・整備を含む災害対応体制の強化

(科技庁、警察庁、消防庁、防衛庁、通産省)

平成11年10月12日
科学技術庁
原子力局立地地域対策室

科学技術庁現地住民相談窓口へのお問い合わせ状況について

平成11年10月1日より、東海村役場内に開設をしております表記窓口への地元住民他からのお問い合わせの状況は以下のとおりです。

1. お問い合わせ件数

計 1,461件 (10月10日18時時点)

うち、地元東海村、那珂町からのお問い合わせは 577件

(推移等については別紙参照)

2. 主なお問い合わせ内容

- ・洗濯物、井戸水への影響等、生活上の不安に関する問い合わせが約4割
- ・身体への被ばく、汚染に対する問い合わせが約4割

その他交通の状況、事業者、国等に対する苦情や正確な情報の伝達、防災対策の充実に對する要望、事故原因等についてお問い合わせあり。

3. 相談窓口の体制

- ・科学技術庁、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構の職員で構成。
- ・なお、通産省殿のご支援により、原子力関係団体の方々にもご協力を頂いております。

4. お問い合わせ先

原子力局 政策課立地地域対策室 橋本(内 638)

(直 03-3581-5716)

水戸原子力事務所

青木(029-224-3830)

科学技術庁相談窓口・東海村役場における受付集計表

1999年10月10日18時現在

		10月1日 (金)	10月2日 (土)	10月3日 (日)	10月4日 (月)	10月5日 (火)	10月6日 (水)	10月7日 (木)	10月8日 (金)	10月9日 (土)	10月10日 (日)	累計
地域別	東海村	115	112	131	45	38	38	8	19	8	10	524
	ひたちなか市	56	32	13	11	10	6	7	10	7	2	154
	那珂町	19	11	3	5	6	3	2	2	2	0	53
	水戸市	18	7	5	5	6	2	5	4	5	1	58
	日立市	36	18	11	15	10	7	11	5	2	1	116
	その他・不明	122	95	62	62	52	39	45	38	35	6	556
男女別	男性	119	83	82	66	45	41	37	23	20	6	522
	女性	199	118	118	72	64	53	34	40	30	13	741
	不明	48	74	25	5	13	1	7	15	9	1	198
内容	生活	156	114	113	55	38	27	29	13	21	0	566
	被ばく・汚染	135	109	79	71	71	41	32	50	35	9	632
	交通	49	18	6	1	0	3	3	0	0	1	81
	苦情・要望	26	34	21	13	3	13	12	10	2	9	143
	事故・原因	0	0	6	2	3	10	0	2	1	0	24
	被害・賠償 他	0	0	0	1	7	1	2	3	0	1	15
合計		366	275	225	143	122	95	78	78	59	20	1461

※内容の区分については、再度詳細区分を予定です。

簡易放射線測定器「はかるくん」の緊急貸出しについて

平成11年10月12日

原子力調査室

1. 概 要

(株)ジェー・シー・オーの臨界事故に対応するため、東海村等の住民に重点的に簡易放射線測定器(はかるくん)の無料貸出しを行っている。このため、東海村・那珂町においては10月7・8日の朝刊に貸出し案内兼申込用紙の新聞折り込み(別紙参照)を行った。また、屋内退避となった10km圏内の9市町村及び茨城県の役場、公民館等にも貸出し案内兼申込用紙の設置を行った。

2. 申し込み方法

ハガキまたは、FAXにて(財)放射線計測協会が貸出し申込みを受付け、後日、宅配便にて送付される。直接、同協会へ住民の方が出向いた場合でも申し込み手続きさえ行っていたいただければ、直接貸出しを行う。使用後はあらかじめ同封されていた伝票を用いて同協会へ返送される。

3. 留意事項

通常、貸出期間は2ヶ月であるが、多くの方に使っていただくために特別に平成11年中は1週間とした。

(参考)

①性能

- ・ガンマ線のみ測定可能
- ・測定領域 9,999マイクロシーベルト毎時まで

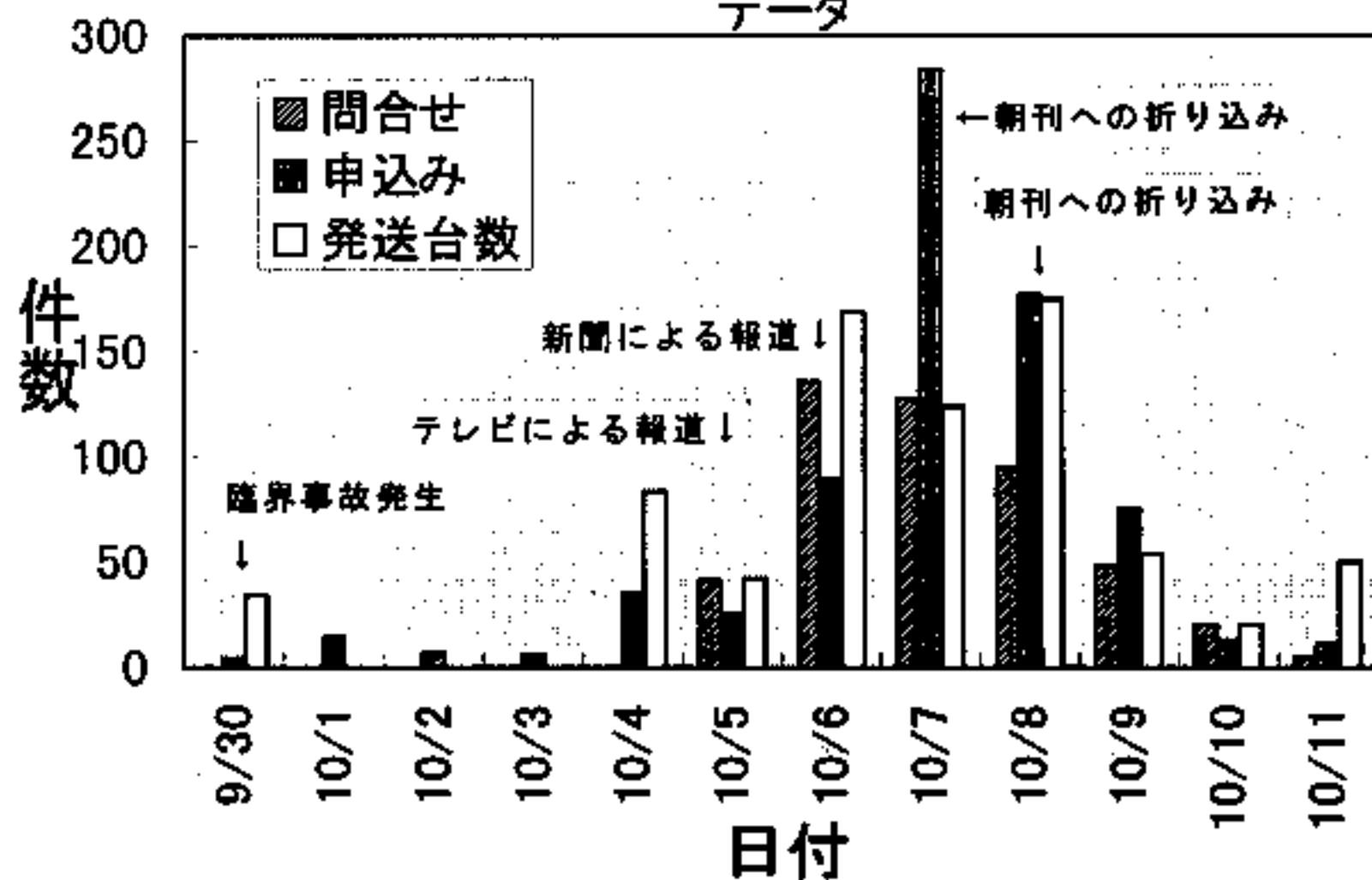
②在庫

- ・(財)放射線計測協会所有の全数 3,750台

はかるくんの貸出し台数

	9月30日	10月1日	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日	10月8日	10月9日	10月10日	10月11日	合計
問合せ		—	—	—	—	41	136	128	95	48	20	5	473
申込み	4	14	7	6	35	25	90	284	177	76	13	11	742
発送台数	34	0	0	0	84	42	169	124	175	54	20	50	752

(株)JCO臨界事故以降の簡易放射線測定器の貸出しに関するデータ



誰にでも使える 放射線測定器（ガンマ線用） 「はかるくん」を無料で貸出します。

別紙

このままFAX用申込み用紙としてお使い下さい。

スイッチを入れて1分間
待てば、だれでも簡単に
測れます。

申込み方法

ハガキまたはFAXにて
申込み下さい。

貸出期間 1週間

※従来貸出期間は2ヶ月間としていましたが、
1人でも多くの方に使っていただきたく、特別に
平成11年中は1週間をお願い致します。

申込み／問い合わせ先

財団法人 放射線計測協会 業務課
〒319-1106

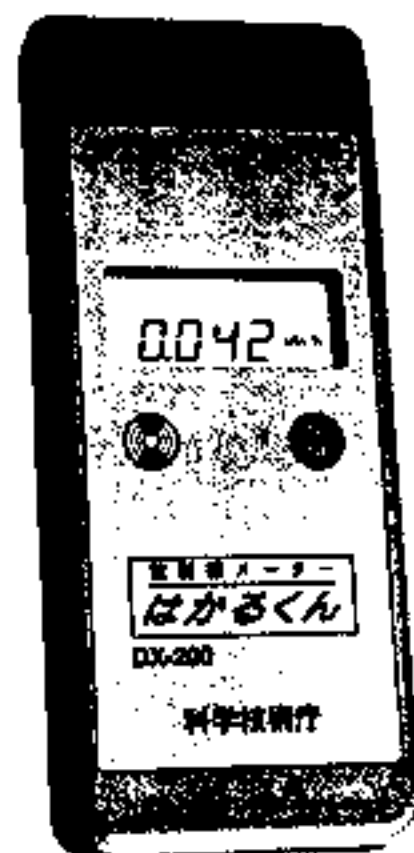
茨城県那珂郡東海村白方白根2-4

TEL: 029-282-0421

FAX: 029-283-2157

<http://www.irm.or.jp/2nd/gyoumu/>

※台数に限りがありますので、ご希望日にそえない場合がありますので、ご了承下さい。なお、貸出台数は、お一人様1台とさせていただきます。



臨時申込み用紙

ふりがな
名前

性別

男・女

住 所 〒

TEL ()
FAX ()

—
—

職 業
年 令

希望使用期間

平成11年 月 日～ 月 日

その他、ご希望らん